## 【曳馬中学校の生活のきまり】

1 目 的 学校は集団生活をとおして、規律ある態度や行動を学ぶ場です。だれもが互いに気持ちよく生活できなくてはいけません。また、中学生期というのは、心身共に成長する時であり、正しい判断がいろいろな場面で求められます。このような中で自分を磨き、よりよい曳馬中学校を築いていくために、みなさんが守っていかなければならないことが「生活のきまり」に示されています。一人一人がこのことを自覚して楽しく生活しましょう。

## 2 約束・きまり

2 約束・きまり		
項目	内容	
1. 服 装	○登下校時は、制服を着用する。(部活動のない日は制服で下校する。) 雨天時は各自の判断で、校内服での登下校を認める。朝、校内服で登校した場合 は制服を持ってくる必要はない。	
①制服	<ul> <li>○冬服 ・標準学生服 標準学生ズボン</li> <li>・本校指定の標準セーラー服</li> <li>☆スカートの丈は、膝が見えない程度の長さとする。</li> <li>○夏服 ・白のワイシャツ(半袖または長袖) 標準学生ズボン</li> <li>・本校指定の標準セーラー服(半袖または長袖)</li> </ul>	
	☆スカートの丈は、膝が見えない程度の長さとする。 ※ 衣替えの期間は設けない。その時期の気候や本人の体調に合わせ、夏服また は冬服を選択する。 ただし、入学式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式、3学期修了 式、卒業式、離任式の儀式では冬服を着用する。	
② 校内服	<ul><li>○ハーフパンツ・半袖シャツ(体操服)・校内服(ジャージ上下)</li><li>☆シャツの裾を出すことや腰パン・故意による服の改造等のだらしのない服装については、好ましくない行為として指導・注意をする。</li></ul>	
	<ul> <li>○手袋・マフラー・コートは着用してもよい。</li> <li>ただし、校舎内では着用しない。</li> <li>○校内服の下にスクールセーターやトレーナー類を着てもよい。</li> <li>※色は白・黒・紺・グレーとし、フード付のものは認めない。</li> <li>校内服のかわりとしての着用は認めない。スクールセーターやトレーナー類を着る場合は校内服の襟や袖・裾から出さないようにする。</li> <li>○制服の下に校内服を着てもよいが、制服の襟や袖・裾から出さないようにする。</li> <li>○登下校でのウインドブレーカーまたは、派手でない防寒着の着用を認める。</li> <li>○タイツまたはレギンスの着用を認める。ただし、校内服の際に、ハーフパンツの下から見えるような着用はしない。色は、紺または黒とする。</li> </ul>	
<b>④ 靴</b>	○通学 白の運動靴とする。(部活動用の靴は不可) ○上靴 体育館兼用 学年色の入った指定靴とする。 ☆記名をすること ※学年色 1年…青 2年…赤 3年…緑	
⑤靴 下	<ul><li>○靴下の色は白・黒・紺・グレーとする。</li><li>くるぶしソックスは使用してもよいが、以下の時は着用しない。</li><li>(始業式・終業式・卒業式等の制服で行う儀式、制服着用で行う全校集会)</li><li>(表彰等でステージに上がる場合)</li></ul>	

項目	内容
2. 身なり	○学校生活や学習にふさわしい身なりとする。
① 頭 髪	<ul><li>○清潔で活動しやすい髪型とする。</li><li>※肩に触れる場合は、ゴムで留める。色は、黒・茶・紺とする。</li><li>※前髪は目にかからないようにする。</li><li>※頭髪への加工および整髪料等の使用は禁止する。</li><li>(脱色・染色・パーマ・ワックス・ムース・つけ毛等)</li><li>※ツーブロックは禁止とする。</li></ul>
2 その他	〇良識ある正しい身なりをする。 ※ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品および化粧品類の使用・持ち込みは認めない。 ※化粧・まゆ毛や爪の加工等は認めない。
3. 通 学	○徒歩通学とする。 ○自転車の使用は禁止する。
4. 校内生活	○登校後、無断で校外に出ることは禁止する。 ○授業はチャイムと共に開始できるようにすること。 ※特別な事情がある場合は、必ず教科担任に申し出る。
5. 持ち物	<ul> <li>○学校生活に必要な物だけを持参する。</li> <li>○通学用のバッグは、本校指定のナップザックを使用する。(荷物が入りきらない場合は、別のバッグを補助用として利用してもよいが、ファスナーで閉められるものが望ましい。)</li> <li>※補助用のバッグだけでの通学は認めない。</li> <li>※ナップザックや補助用のバッグへの落書きは禁止する。また、飾り物をつけたり、故意に変形を加えたりすることは認めない。</li> <li>○法律で禁止されている物品および学校生活に必要のない物の所持・持ち込み・使用等を禁止する。</li> </ul>
	<ul> <li>カッターナイフ等の刃物および玩具等</li> <li>弁当・水筒を除く飲食物(菓子・ジュース等)</li> <li>雑誌・マンガ類</li> <li>ゲーム機及び携帯電話・スマートフォン等通信機能を備えた物上記の内容も不要物となります。</li> </ul>

- ◎健康上等の理由で、上に示した内容に不都合な点がありましたら学級担任に相談をしてください。
- ◎学校行事等で特別に指示があった場合は、変更することもあります。
- ◎生活のきまりについて、質問がある場合は、担任または生活担当の先生に申し出ましょう。

なお、生活のきまりについては、今後も生徒と共に見直しを継続的に行っていきます。